

第5次 能勢町地域福祉計画 概要版

(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)

地域福祉について

地域福祉とは、福祉サービスを必要とする人やその世帯が抱える福祉に関する課題、暮らしに関わる様々な問題や課題、既存制度の狭間で解決できない困難な事案等を含む、いわゆる地域生活課題の解決に向けて、地域に暮らす人々が、行政や民間団体等と協力し共に生きる地域社会の仕組みを創り上げていくことです。

この計画では、下記のとおり基本理念を設定し、その仕組みを創り上げるための方向性や、住民の皆さん、地域福祉に関わる団体や事業者が地域福祉推進のために取り組めること、行政が取り組んでいくことを盛り込んでいます。

基本理念

ふれあいと生きがいのあるまち のせ
～助け^{あい}愛、支え^{あい}愛による地域福祉力の向上～

基本目標1 ともに助け合う

住民一人ひとりが孤立することなく、日常生活の中で「困ったときはお互いさま」の助け合い、支え合える地域づくりを目指します。性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として自分らしく、安心して暮らせるよう、顔の見える関係性を育み、いざというときに頼り合えるつながりを深めます。

つながる心、育む絆、あなたの“困った”に寄り添う助け合いのまち

尊重し支え合う意識づくり

住民が行うこと

- ひとり暮らしの高齢者や地域に新しく転入してきた方などへの声かけを行う。
- 子どもも大人も地域活動に積極的に参加する。
- 高齢者、障がいのある人、子ども、外国人、LGBTQ+の方々などの理解を深める。

地域が行うこと

- 地域のイベントや伝統行事などを企画し、広く周知する。
- 地域活動への参加が難しい人々が参加しやすい環境を整える。
- 支援が必要な人々が安心して生活できるよう助け合い活動を展開する。

行政が行うこと

- 支え合いや助け合いによる地域福祉の重要性を啓発する。
- 住民相互や関係団体が活動する場の創出を支援する。
- 多様な背景を持つ人々への理解を深めるための交流の機会を創出する。

福祉人材の確保と育成

住民が行うこと

- 一人ひとりが、福祉の問題を我が事として捉え、ボランティア活動等に参加する。
- 施設見学や研修等に参加して理解を深め、得た知識等を活動に生かす。
- 福祉関連の資格を持つ人は、その専門性を生かして活動する。

地域が行うこと

- 福祉体験の場として、児童生徒や地域の人々の見学などに協力する。
- 活動の大切さや楽しさをPRし、住民に参加を呼びかける。
- 後継者や地域活動のリーダー育成に取り組む。

行政が行うこと

- 地域活動の担い手やリーダーを発掘・育成するため、研修や学習の機会を提供する。
- 地域福祉の担い手となる地域団体、NPO、事業者などが相互に連携できるよう、関係づくりを支援する。

見守り体制の強化

住民が行うこと

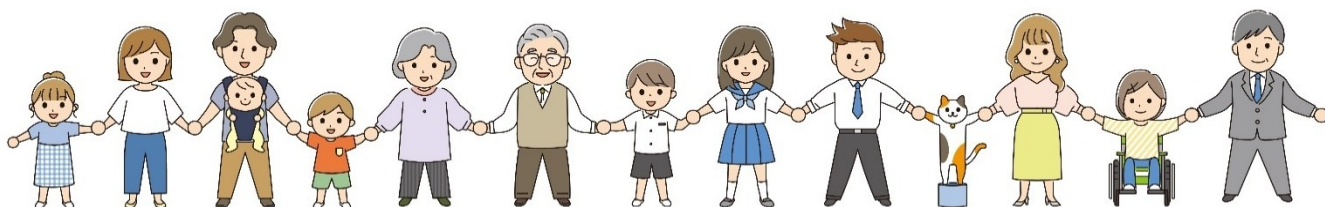
- 日頃からのあいさつや声かけ、周囲の人々との会話や近所づきあいを大切にする。
- 支援が必要な人々が孤立しないよう、普段の日常生活から「ちょっとしたこと・小さな変化」に気付く。

地域が行うこと

- 見守り活動やサロン活動を充実させ、支援が必要な人々の孤立を防ぐ体制を強化する。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携を強化する。
- 地域の子どもの通学路等の見守りを行う。

行政が行うこと

- 支援が必要な人々への訪問活動や安否確認を住民や関係団体、事業者等と連携して取り組む。
- 子どもたちの通学路における見守りが強化されるよう、地域の取組を支援する。



基本目標 2 地域で支え合う

専門職や関係機関だけでなく、住民、地域団体、事業所、学校など地域の多様な主体がそれぞれの役割と強みを生かし、連携・協働することで、地域全体で福祉課題を解決し、支え合う仕組みづくりを目指します。個別課題だけでなく、地域全体の課題にも向き合い、住民の主体的な活動を促進します。

ちいさな“できる”が、おおきな“支え”に。協働連携でつくる支え合いのまち

交流の場の充実

住民が行うこと

- 町や福祉団体・施設などが開催するイベントへ積極的に参加する。
- 隣近所で声をかけ合い、世代を超えた交流を図る。
- 経験や知識を生かし、福祉活動に参加する。

地域が行うこと

- 福祉施設などで、利用者と地域住民が交流できる機会をつくる。
- 地域住民が交流できる居場所を提供する。
- 高齢者の経験を若い世代へ伝承する場を作る。

行政が行うこと

- 誰もが参加できるイベントを開催し、交流を図る。
- 地域の福祉団体や施設などを活用し、地域交流が生まれる仕組みづくりに取り組む。

地域活動の支援

住民が行うこと

- 支援を必要とする人がいれば、積極的に支援する。
- 自分たちが暮らす地域は自分たちで良くするという意識を持つ。
- 行事や活動に参加し、多くの人と顔見知りになる。

地域が行うこと

- 住民の意見を反映した地域福祉活動を推進するために、住民の声を拾い上げる仕組みをつくる。
- 地域との交流を積極的に持つように努め、住民相互のふれあいが活発になるよう活動を進める。

行政が行うこと

- 住民や関係団体などから意見を聞く機会を設ける。
- NPO・ボランティア団体などが行う地域活動に関する広報に努める。
- 様々な課題を持つ当事者が交流する場を設ける。

ボランティア活動の推進

住民が行うこと

- 支援を必要とする人に、自分の「できること」を考える。
- ボランティア団体などとの交流を通じ、ボランティア活動に関する知識や実践方法への理解を深める。

地域が行うこと

- ボランティア活動に住民が参加しやすい環境をつくる。
- イベントに幅広い世代が参加できるよう工夫する。
- 地域住民にボランティア活動の魅力を発信する。

行政が行うこと

- ボランティアセンターがより充実するよう支援する。
- ボランティアを受け入れる側と行う側をつなぐ調整機能を充実する。
- 気軽に参加できるボランティア活動の仕組みをつくる。

情報提供の充実

住民が行うこと

- 様々な媒体から、福祉制度やサービスに関する情報を得る。
- 支援が必要な住民の情報を地域の中で共有する。

地域が行うこと

- 支援が必要な人のニーズ把握に努め、適切に福祉サービスが受けられるよう情報提供に努める。
- 機関紙やホームページ等により積極的に情報を提供する。

行政が行うこと

- 様々な広報媒体を活用し、福祉サービス、相談窓口などの情報提供を充実する。
- 障がい特性に応じた方法での情報提供に努める。
- 情報提供に当たっては啓発月間等を利用する。

基本目標 3 誰もが安心して生活できる

年齢や障がい、経済状況などにかかわらず、いかなる状況にある人も、必要ときに必要な支援を受けることができ、多岐にわたる複合的な課題を包括的に解決できる相談支援体制の確立を目指します。相談者が抱える複合的な課題に対し、たらい回しにされることなく、ワンストップで、かつ継続的に寄り添った支援の提供を推進します。

一人で抱え込まないで。いつでも、だれでも、ワンストップの相談

包括的な支援体制づくり

住民が行うこと

- 困りごとや支援が必要な場合は、一人で抱え込まず、相談できる窓口気軽に相談する。
- 広報やホームページなどをよく読み、情報を得る。
- 日常的な交流を通じて緩やかな見守りや助け合いの関係を築く。

地域が行うこと

- 支援が必要な人を地域で見守り、関係機関に連絡・相談を行う。
- 地域の多様な主体が連携し、それぞれの強みを生かした支援ネットワークを構築する。

行政が行うこと

- 福祉サービスに係る専門職及びボランティアなど地域を支える人材の育成と確保に取り組む。
- 地域の多様な主体が協働で地域づくりを進められるよう、支援を行う。

生きづらさを感じる人への支援

住民が行うこと

- 支援が必要な人を地域の一員として温かく受け入れ、その「こころのサイン」や「小さな変化」に気付き見守る。
- 相談窓口の紹介や相談を勧める「ゲートキーパー」の役割を担う。

地域が行うこと

- 多様な主体が連携し、相談窓口や専門機関へつなぐ。
- 子ども食堂、ひきこもり当事者や家族が安心して過ごせるサロン、多世代が交流できるイベントなど、居場所や交流機会を創出・運営する。

行政が行うこと

- 相談対応を通じて、適切な専門相談窓口へつなぐ。
- 福祉サービスや相談窓口に関する情報を発信する。
- 地域福祉を担う人材の育成や確保に取り組む。
- 移動手段における地域の支え合いを支援する。

住民の権利を守る体制づくり

住民が行うこと

- 虐待などを見聞きしたら、関係者・関係機関に通報・相談する。
- 判断能力の低下など、支援が必要な人を把握し、支援につなぐ。

地域が行うこと

- 判断能力に不安のある人の権利を擁護する。
- 成年後見制度等の活用を含めて権利擁護制度の利用を促進する。

行政が行うこと

- 権利擁護のための制度を広報し、利用促進を図る。
- 虐待の早期発見のためのネットワークを確立する。
- 虐待やDV防止等の人権啓発活動を行う。

サービスの質の向上

住民が行うこと

- 悩みや困りごとを周囲に相談することを心がける。
- 町や福祉サービス事業者に対して、サービスに対する意見を伝える。

地域が行うこと

- 福祉サービスの提供事業者は、職員等の資質向上を図る。
- 他の事業者や関係機関、地域団体等との連携強化・情報共有を図る。

行政が行うこと

- 福祉サービス従事者の資質向上を支援する。
- 福祉サービスの提供を総合的に調整する仕組みづくりを行う。

地域ぐるみの防災活動の推進

住民が行うこと

- 危険な場所を身近な人と共有する。
- 自主防災活動などに参加する。
- 避難支援が必要な人などの救助に協力する。

地域が行うこと

- 福祉施設や福祉サービスの提供事業者は緊急時の避難誘導を行う。
- 自主防災組織の立ち上げや避難訓練を行う。

行政が行うこと

- 避難支援が必要な人を把握し、緊急連絡体制、支援体制を強化する。
- 避難行動要支援者名簿を活用した自主防災活動を支援する。

能勢町自殺対策計画

本町では平成30年度に「能勢町自殺対策計画」を策定し計画を推進してきましたが、地域の実情に即した自殺対策を横断的に推進するため、同計画を「能勢町地域福祉計画」に包含し策定します。

基本理念

一人ひとりのいのちが大切にされるとともに、ふれあいと生きがいのあるまち

施策の展開

- 地域におけるネットワークを強化します。
- 自殺対策を支える人材育成を行います。
- 住民への啓発と周知に取り組みます。
- 生きることの促進要因への支援を推進します。
- 子ども・若者に対する支援を行います。
- 障がい者に対する合理的な配慮が行き届く社会の実現を目指します。
- 高齢者の孤立、孤独を防ぐための支援を行います。
- 生活困窮者及び働いている人への支援に取り組みます。

住民が行うこと

- 「こころのサイン」に気付き、傾聴する姿勢を持つ。
- 悩みを抱えている人に対し、地域の相談窓口や専門家への相談を勧める（ゲートキーパーの役割）。
- 自殺対策に関する正しい知識を持ち、偏見をなくす。
- 地域における見守り活動を通じて、孤立している人を早期に発見し、声かけや情報提供を行う。



地域が行うこと

- 地域における相談体制の周知に協力し、住民が安心して相談できる雰囲気をつくる。
- 関係機関、民生委員・児童委員、福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)などが連携し、地域の見守りネットワークを強化する。

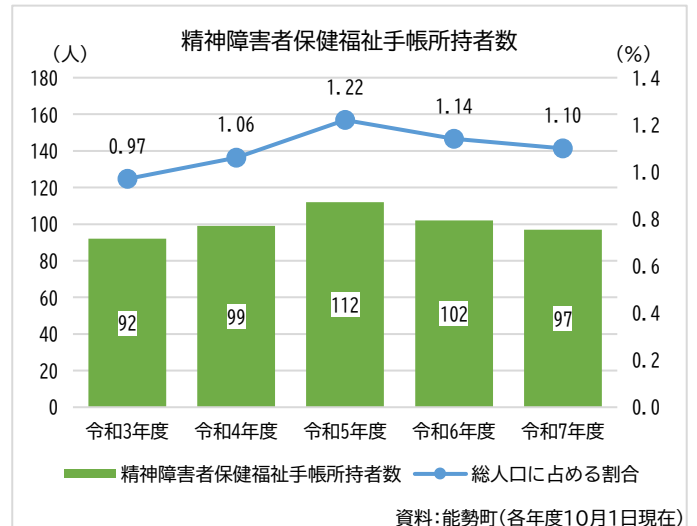
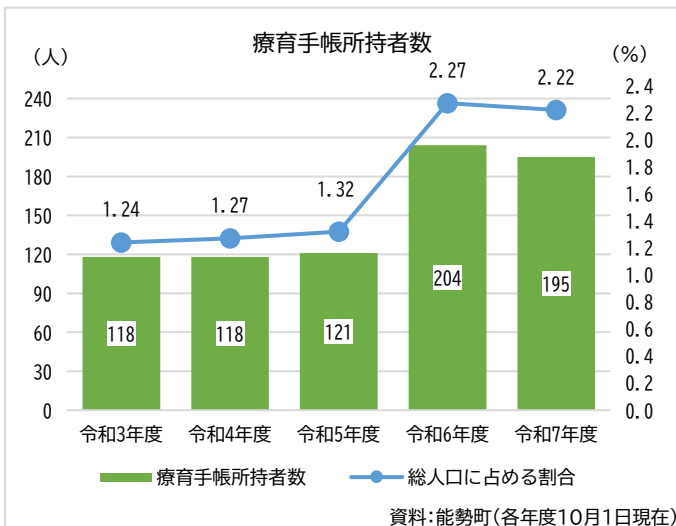
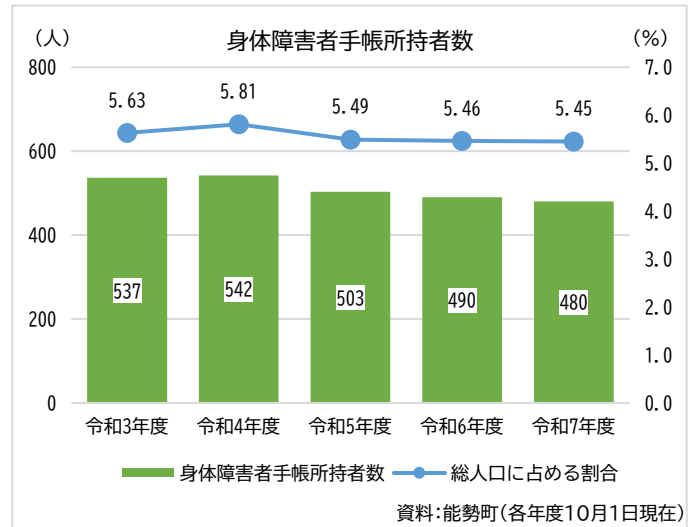
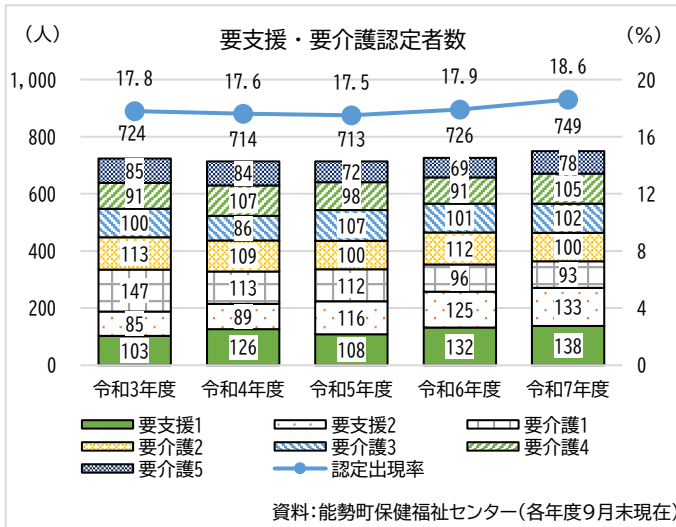
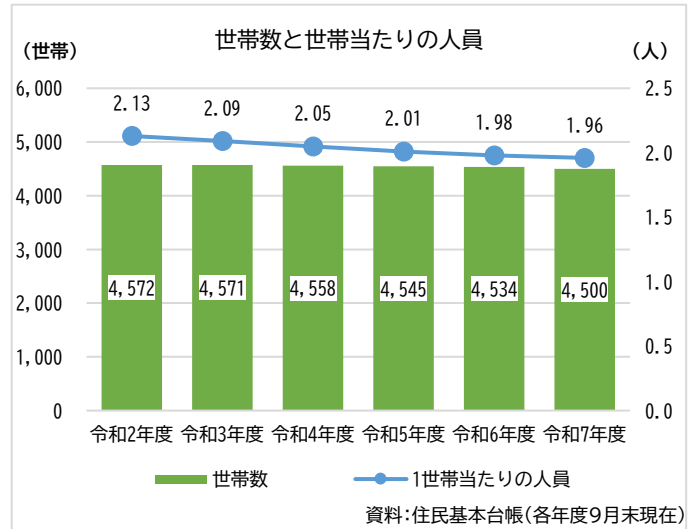
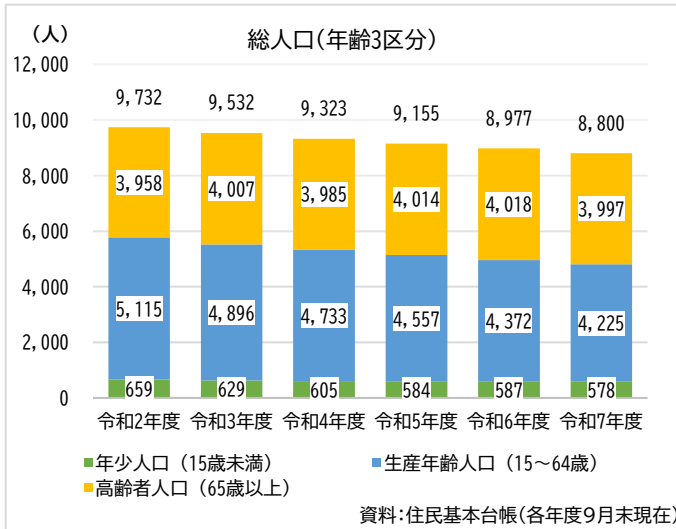
行政が行うこと

- 専門職による相談支援体制を強化する。
- 地域住民や関係機関職員を対象としたゲートキーパー養成研修を継続的に実施する。
- こころの健康に関する普及啓発活動を強化し、早期相談を促す。
- 医療機関、警察、学校、職場など、関係機関との連携を密にし、情報共有と支援体制を強化する。



統計データから見る町の状況

- 社会の担い手である生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は高水準で推移しています。また、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。
- 要支援・要介護の認定出現率は増加傾向にあり、要支援1・2の認定者数が増加しています。
- また、身体障害者手帳所持者の人口比は微減傾向にありますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の人口比は令和3年度と比較して増加しています。



地域福祉の課題

地域のつながり

人口減少や高齢化の進展に加え、コロナ禍の影響により、地域の行事や交流の機会が大きく減少しました。コロナ禍が終わり、中止となっていた行事などが徐々に再開されているものの、交流機会は以前の水準には戻っていません。

今後は、以前と比べると希薄化しているものの、都市部と比較した強みである地域のつながりを生かしながら、住民が主体となった地域での見守りや支え合いを通じて、地域活動を再び構築していくことが求められます。



移動手段の確保

町内には商業施設や医療機関が特定の地域に偏って存在します。そのため、自家用車を運転できなくなった高齢者や、通学する学生などにとって、日々の買い物や通院、通学のための移動手段をどう確保していくかが重要な課題となっています。

本町では、社会福祉協議会による交通空白地有償運送に加えて、令和6年度から乗合タクシーの運行が始まっていますが、今後更なる充実が求められています。



生活課題の複合化・複雑化とニーズに即した相談支援につなぐ仕組み

社会的孤立、ひきこもり、8050問題（高齢の親と中高年の未婚の子が同居し、社会的に孤立する問題）など、既存の制度の狭間にある方々の生活課題の複合化や複雑化が見受けられます。一方で、住民の中には「誰かに相談するのはためられる」と感じる方や、相談窓口となる専門職の存在を知らない方も多く、支援が必要な人に届きにくい現状があります。

悩みを抱える方がためらいなく相談できるとともに、支援が必要な人を適切な支援に確実につなげていく必要があります。



災害時の支援体制

近年多発する自然災害に対し、住民一人ひとりの備えはまだ十分とは言えません。自分の安全は自分で守る「自助」を進めることが重要です。

また、高齢者や障がいのある方など、災害時に自力で避難することが難しい人々を地域ぐるみで支える「互助」「共助」の体制づくりが急務となっています。





第 5 次能勢町地域福祉計画(概要版)

発行年月:令和 8(2026)年3月

発行・編集:能勢町 福祉部 福祉課

〒563-0351 大阪府豊能郡能勢町栗栖 82 番地の 1

TEL:072-731-2150 FAX:072-731-2151